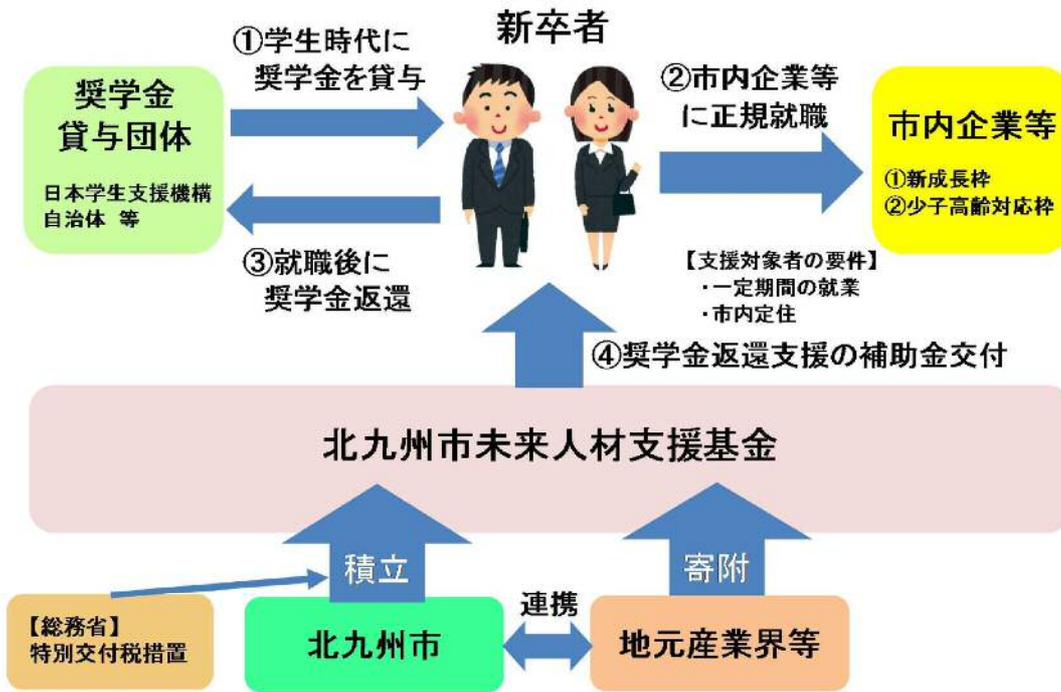


北九州市未来人材支援基金設置事業

項目	内 容
事業概要	北九州市内の企業で中長期的に活躍し、本市の産業を担う人材を全国から確保・育成することを目的に、市内企業への就職と定住を条件に奨学金の返還を支援する。
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業(事業所)の優秀な人材の確保 ・市内企業(事業所)と学生のミスマッチの解消(採用が困難な企業の支援) ・若者の市内定住
財 源	市費および民間企業等からの寄付により「北九州市未来人材支援基金」を設置 ※29年2月議会に条例を提案
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ①「北九州市新成長戦略」において取り組む分野 ②「少子高齢化」に対応する分野
対象企業	・市内に本社又は採用権限のある主要事業所を置く中堅・中小企業等 (新卒者の採用予定数を確保できていない企業を募集する)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度～32年度に新卒者(既卒3年以内含む)として、下記①又は②の職に正規で就職する者 ①「新成長枠」: 総合職(幹部候補・研究・開発・技術職)など中核人材となる職 ②「少子高齢対応枠」: 介護福祉士や保育士など少子高齢化に対応する社会福祉の専門的資格職
学歴等	<ul style="list-style-type: none"> ①「新成長枠」: 高専、短大、大学、大学院卒(特定の学部等は指定しない) ②「少子高齢対応枠」: 保育士・幼稚園教諭、介護福祉士の養成学校卒(要資格)
支援の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業等に就業 ・北九州市に居住
対象人数	・一年間 300名 (内訳: ①「新成長枠」200名、②「少子高齢対応枠」100名) を3年間で、合計900名
支援する支給額	・一人あたり 18万円/年×3年間=54万円(上限)
平成29年度予算	・2億6千万円を基金に積立て
基金規模	・平成29年度～31年度の3年間で総額5億円規模の予定
対象とする奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構の貸与型奨学金(I種、II種) ・自治体など公的な団体が実施の貸与型奨学金

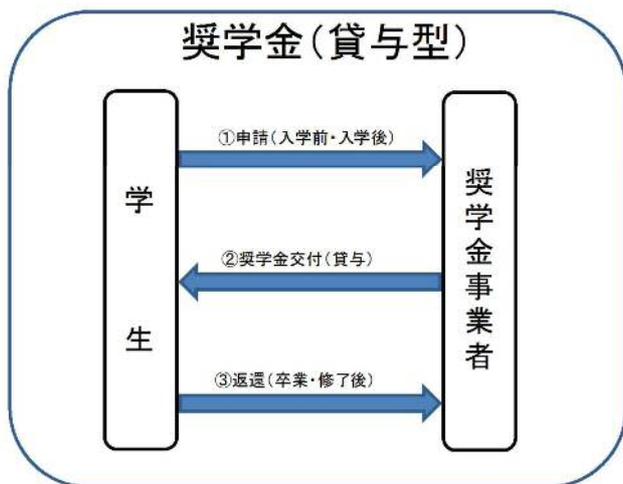
【問い合わせ先】
企画調整局企画課
担当課長: 吉永、担当係長: 和田
電話: 582-2064



【北九州モデル】

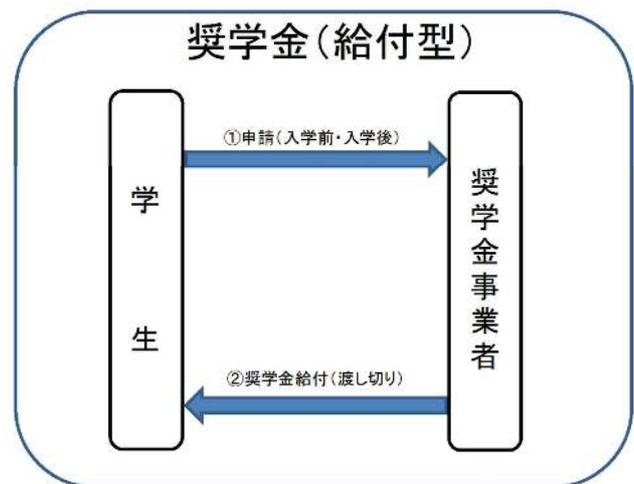
- ◆大学等卒業後、一定の条件を満たせば奨学金の返還を支援(補助金交付)する。
- ◆①北九州市新成長戦略で取り組む分野の総合職 ②少子高齢化に対応する専門資格職
- ◆①及び②の職に正規で就業のうえ、市内に居住することが条件

2 一般的な奨学金の概要



【一般的な奨学金モデル】

- ◆学生は在学中に奨学金交付(貸与)され、卒業・修了後に返還する。
- ◆主な奨学金事業者は、日本学生支援機構、自治体など。
- ◆北九州市奨学資金(教育委員会所管)も貸与型奨学金に該当する。



【給付型奨学金】

- ◆奨学金給付後、返還は不要。
- ◆主に民間企業等設置の財団が実施。
- ◆国において、平成30年度大学入学者からの本格導入を目指し、日本学生支援機構法の改正案を国会に提出。(平成29年度は私立に自宅外から通学する者に対して選考実施。)

北九州市未来人材支援基金設置事業のイメージ

■設定条件

- ①対象は平成30年度～平成32年度に新卒(既卒3年以内含む)で市内企業に就職した人
- ②入社後3年間の奨学金返還を支援(市内企業に就業かつ市内居住)
- ③一年度の定員300名
- ④募集の中心は原則学部3年・院1年等
- ⑤募集期間は原則2年間(平成29年度～30年度)
- ⑥事業実施期間は7年間(平成29～35年度)で、支払いは5年間(平成31～35年度)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者	H32年3月卒業者(2020年卒)					補助金受給		
	H31年3月卒業者(2019年卒)				補助金受給			
	H30年3月卒業者(2018年卒)			補助金受給				
交付予定数		0	0	300人	600人	900人	600人	300人
北九州市	募集業務	← 周知・募集 →						
	返還支援業務			← 返還支援の補助金交付 →				

N o
29

北九州市未来人材支援基金条例について

(企画調整局政策部企画課)

北九州市の産業の未来を担う人材を確保し、及び当該人材の本市への定着を促進することを目的とした大学生等に係る奨学金の返還を支援する事業に要する費用に充てるため基金を設置するもの

1 条例の内容

- (1) 設置 (第1条)
- (2) 基金の積立て (第2条)
- (3) 管理 (第3条)
- (4) 運用益金の処理 (第4条)
- (5) 繰替運用 (第5条)
- (6) 処分 (第6条)
- (7) 委任 (第7条)

2 施行期日

平成29年4月1日